

技術上の基準に対応する事項 (定置式製造設備)

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一般 6条	液石 6条				
第1項 製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準 (天然ガススタンド、LPガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)					
1号	1号	境界線・警戒標 (事業所)			
2号	2号	設備距離	第1種設備距離=_____m (第1種保安物件 (_____) までの距離: _____m) 第2種設備距離=_____m (第2種保安物件 (_____) までの距離: _____m)		
	3号	設備距離確保のための貯蔵設備 及び処理設備の埋設等			
	イ	・貯蔵設備の障壁			
	ロ	・貯蔵設備又は処理設備の障壁			
	ハ	・貯蔵設備又は処理設備の防消 火上有効な措置			
	4号	貯槽の地盤面下設置 (可燃性)			
	5号	埋設貯槽の構造			
	イ	・貯槽室の構造			
	ロ	・貯槽頂部の位置			
	ハ	・隣接貯槽の間隔			
	6号	一部埋設貯槽の腐食防止措置			
3号	7号	火気取扱施設との距離 (可燃性 ガス、特定不活性ガスの製造設備)	8m以上 (_____までの距離: _____m) 流動防止措置等: _____		
4号		設備間距離 (可燃性ガスの高圧 ガス設備)	可燃性ガスの高圧ガス設備: 5m以上、酸素の高圧ガス設備: 10m以上、 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備: 6m以上 (_____の高圧ガス設備までの距離: _____m)		
5号	8号	貯槽間距離 (可燃性ガス: 貯蔵 能力300m ³ 又は 3000kg以上)	1m又は最大直径の和の1/4以上 (_____貯槽と_____貯槽の距離: _____m) 防消火上有効な措置: _____		
6号	9号	可燃性ガス、特定不活性ガス 貯槽の識別措置			
7号	10号	液化ガス貯槽の流出防止措置 (可燃性ガス、酸素: 1000ト以上 毒性ガス: 5ト以上)			
8号	11号	防液堤の内外面における設備等 の設置制限			
9号	12号	製造設備を設置する室の滞留し ない構造 (可燃性ガス、特定不活性ガス)			
10号	13号	気密な構造 (可燃性ガス、毒性 ガス、酸素のガス設備)	機器等一覧表のとおり。		
11号 12号	17号 18号	耐圧・気密試験 (高圧ガス設備)			
13号	19号	十分な強度 (高圧ガス設備)	強度計算書のとおり。		
14号	14号	ガス設備の材料			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一般 6条	液石 6条				
15号	15号	高圧ガス設備の基礎			
16号	16号	貯槽の沈下状況測定及び措置			
17号	20号	地震の影響に対して安全な構造 (塔槽類・配管・支持構造物・ 基礎)			
18号		温度計、常用温度の範囲内に戻 す措置 (高圧ガス設備)	温度計一覧表のとおり。		
19号	21号	圧力計、安全装置 (高圧ガス設 備)	圧力計一覧表、安全弁・破裂板・逃し弁一覧表のとおり。		
20号	22号	安全弁等放出管開口部の位置			
21号	23号	負圧防止措置 (可燃性ガス低温 貯槽)			
22号	24号	液面計 (液化ガス貯槽) 破損時の漏えい防止措置 (可燃 性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス)			
23号		不活性ガス置換の方法 (特殊高 圧ガス、五フッ化ヒ素等の製造 設備)			
24号	25号	貯槽に取り付けた配管に設ける バルブ (可燃性ガス、毒性ガ ス、酸素の貯槽)			
25号	26号	速やかに遮断する措置 (可燃性 ガス、毒性ガス、酸素の液化ガ ス貯槽)			
26号	27号	電気設備の防爆性能 (可燃性ガスの高圧ガス設備)			
27号	32号	停電等に対する措置 (自動制御 装置、保安確保に必要な設備)			
28号		容器破裂防止措置 (アセチレン の充填場等)			
28号 の2		車両に固定した容器等破損防 止措置 (三フッ化ヒ素の充填場等)			
29号 30号		障壁の設置 (アセチレン、10MPa 以上の圧縮ガスの充填場所等と 圧縮機の間)			
31号	29号	ガス漏えい検知警報設備 (可燃性ガス、毒性ガス、特定 不活性ガスの製造施設)			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一般 6条	液石 6条				
32号		温度上昇防止措置 (可燃性ガス、毒性ガスの貯槽)			
	28号	耐熱及び冷却上有効な措置 (貯槽及び支柱)			
33号		識別措置・危険標識 (毒性ガスの製造施設)			
35号		配管等の接合方法 (毒性ガスの ガス設備)			
36号		配管の二重管等 (特殊高圧ガス 五フッ化ヒ素等、その他一部の 毒性ガスのガス設備)			
37号		除害措置 (特殊高圧ガス、五フ ッ化ヒ素等、その他一部の毒性 ガスの製造設備)			
38号	30号	静電気除去措置 (可燃性ガス、特定不活性ガスの 製造設備)			
39号	31号	防火設備 (可燃性ガス、酸素 、三フッ化窒素の製造施設)			
39号 の2		消火設備 (特定不活性ガスの 製造施設)			
40号	33号	通報のための措置 (事業所)			
41号	34号	バルブ等の操作に係る措置			
42号	35号	容器置場・充填容器等の基準			
イ	イ	・容器置場の明示・警戒標			
ロ	ロ	・容器置場は二階建以下 (可燃性ガス、酸素は原則、一階建)			
ハ	ハ	・置場距離	第1種置場距離=_____m		
ニ	ニ	・障壁の設置	(第1種保安物件 (_____) までの距離 : _____m) 第2種置場距離=_____m		
ホ	ホ	・充填容器の直射日光を遮る ための措置 (可燃性ガス、酸素)	(第2種保安物件 (_____) までの距離 : _____m)		
ヘ	ハ	・滞留しない構造 (可燃性ガス、特定不活性ガス)			
ト		・自然発火に対して安全な措置 (シラ、ホフイン、モジテ)			
チ		・除害措置 (特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素、そ の他一部の毒性ガス)			
リ	ト	・二階建容器置場の構造			
ヌ	チ	・消火設備 (可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素)			
43号	36号	導管の技術上の基準			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一般 6条	液石 6条				
第2項 製造方法の技術上の基準 (天然ガススタンド、LPガススタンド又は圧縮水素スタンドを除く。)					
1号		製造の基準			
	イ	・安全弁等の止め弁の全開			
	ロ	・空気液化分離装置の炭化水素の量による運転中止等の措置			
	ハ	・圧縮の基準			
	ニ	・希釈剤の添加 (アセチレン)			
	ホ	・空気圧縮機を利用したアキュムレータ設備の空気と石油類等の混在しない措置			
	ハ	・バルブの開閉 (三フッ化窒素)			
	1号	製造の基準			
	イ	・安全弁等の止め弁の全開			
	ロ	・貯槽への充填			
	ハ	・車両の固定			
	ニ	・製造設備と容器の接続部分の措置			
	ホ	・加熱の方法			
	ハ	・一般複合容器等への充填			
	2号	製造の基準 (充填)			
	イ	・貯槽への液化ガスの充填			
	ロ	・継ぎ目なし容器への充填時の音響検査			
	ハ	・車両の固定			
	ニ	・アセチレン充填時の措置			
	ホ	・酸化エチレン充填時の措置			
	ハ	・酸素、三フッ化窒素充填時の措置			
	ト	・三フッ化窒素充填時の場所			
	チ	・加熱の方法			
	リ	・再充填禁止容器への充填			
	ヌ	・一般複合容器等への充填			
	ル	・国際相互承認容器等への充填			
	ヲ	・容器破損防止措置 (圧縮水素運用自動車用容器)			
	3号	充填の基準			
	イ	・アセチレンの充填			
	ロ	・シアン化水素の充填			
	ハ	・シアン化水素の充填容器への措置			
	ニ	・酸化エチレン貯槽の措置			
	ホ	・酸化エチレンの充填容器への措置			
	ハ	2号 液化石油ガス充填時の措置			
4号	4号	製造施設の点検・異常確認時の措置			
5号	5号	ガス設備の修理又は清掃等			
	イ	・作業計画、作業責任者			
	ロ	・ガス設備の修理時の危険防止措置 (可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素)			
	ハ	・ガス設備開放時の危険防止措置			
	ニ	・漏えい防止措置			
	ホ	・ガス設備の作動確認			
6号	6号	バルブに過大な力を加えない措置			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一般 6条	液石 6条				
7号	3号	エアゾールの製造の基準			
	イ	・毒性ガスの使用禁止			
	ロ	・人体使用の可燃性ガス禁止			
	ハ	・材料制限、耐圧性能等			
	ニ	・引火物等の制限			
	ホ	・防火上有効な措置			
	ハ	・作業に必要な物以外の設置制限			
	ト	・内圧、充填量の制限			
	チ	・容器転倒時の転倒台の使用			
	リ	・気密性能			
	ヌ	・注意事項の明示			
8号	7号	容器置場及び充填容器等の基準			
	イ	・充填容器、残ガス容器の区分貯蔵			
	ロ	・可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素 液化石油ガスの区分貯蔵			
	ハ	・計量器等以外の設置制限			
	ニ	・火気等の禁止 (不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)、空気を除く)			
	ホ	・温度40℃以下に保つ措置			
	ハ	・温度65℃以下に保つ措置 (圧縮水素運送自動車用容器)			
	ト	・転落、転倒、バルブの損傷防止措置			
	チ	・置場への携帯電灯以外の持込禁止(可燃性ガス)			